

令和7年度 大阪市立塩草立葉小学校 学校安心ルール

＜基本的な考え方＞

- 大阪市教育委員会では、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的に、「学校安心ルール」作成をすすめてきました。本校では、大阪市教育委員会が示したモデル案を参考にして、「学校安心ルール」を作成しました。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子どもに対して	教職員に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応（例）
基本的な 約束ごと	・あいさつをする ・感謝をする ・親切にする ・勉強をする ・ルールを守る ・嘘をつかない				
第1段階	・授業時間におくれる ・授業のじゃまをする ・授業中に関係ない話をする ・教室に入らず授業をさぼる など	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う ・仲間はすれにする ・悪口、陰口を言う など	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす など	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う など	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動 など
第2段階	・授業中、わざと妨害する ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す など	・こわがるようなことをする など	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる など	・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする など	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動 など
第3段階	・学校をさぼり校外へ出る ・第1段階、第2段階を繰り返す など	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、すてたりする ・第1段階、第2段階を繰り返す など	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう ・第1段階、第2段階を繰り返す など	・万引きや自転車窃盗、バイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反する ・第1段階、第2段階を繰り返す など	・その場で注意 ・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(浪速警察署・大阪市こども相談センター)などと連携し、指導する。 ・対教師暴力が発生した場合は、警察へ相談、通報する。 ・故意に学校施設及び備品などを損壊した場合は、原状回復を求めることがある。 ・状況によって、出席見合わせ、個別指導教室での指導 など
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応を協議する。					

※「大阪市立塩草立葉小学校安心ルール」は、大阪市教育振興基本計画に示されている学校の安心・安全のためのスタンダードモデルをもとにしています。

※「学校等が行うことができる対応」は、あくまでも例示です。子どもの状況などに応じて、学校の判断でより適切な対応をすることがあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。